

# 東原小よい子の約束

～ 保護者の方へのお願い ～

鹿屋市立 東原小学校

## 1 登校

- 午前7時30分から8時までに登校させてください。  
※ 7時30分より前の登校は、安全上控えてください。
- 病気やけがなどの場合を除き、通学路（指定通学路）を歩いて登校させてください。
- 欠席する場合は、できるだけ「欠席届」、難しい場合は電話で学校へ連絡してください。

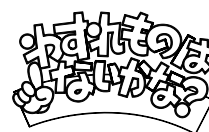
## 2 下校

- 帰りの会が終わったら、教室や校庭に残らず、すぐに下校させるようにしています。
- 帰りの会の後、学校に残る場合は必ず担任に知らせるようにしています。
- 都合により、どうしても学校に残らなければいけない場合は、図書館や教室で、宿題等をして待ってもよいです。その際は、必ず事前に保護者から担任に、連絡帳等で連絡をするようにしてください。  
※ 少年団活動のために残れるのは、**6時間授業の場合のみ**です。  
※ ご不明な点は、担任へ相談してください。
- **複数での下校、不審者への注意**を随時行っています。（家庭でも声かけを）



## 3 学習(準備)

- 学習用具（教科書、ノート、鉛筆、消しゴム、体育服）の準備は前日に行い、忘れ物がないか必ず確かめる習慣をつけさせてください。シャープペンシルは使いません。
- 学習用具や体育服、上ばきなどには、**必ず名前**を書いてください。
- 学習に必要なもの以外は、学校に持ってきません。



## 4 服装・身だしなみ

※不明な点は担任へお尋ねください。

- 気候や体調に合わせて、夏用・冬用どちらかの**標準服、赤白ぼうし(1年生は黄色)、運動に適した靴**で登下校させてください。（儀式の時は白い靴下をはかせてください）

《標準服以外で着用が認められているもの》

- ・ベストやカーディガン                      ・標準服の上のジャンパー(極寒時)                      ・長ズボン(極寒時)
- ・ネックウォーマー(マフラーは不可)                      ・手袋                      ・トレーナー(フード付きでないもの)
- ・ハイソックス(タイツは蒸れやすく、足元がすべりやすいため不可)

※ いずれも華美にならないものに限りです。

※ ネックウォーマーや手袋は教室に入ったら外します。

※ カイロの使用は認めていません。(低温やけどの恐れがあるため)

- 登校後は体育服(半袖・長袖)に着替えます。外から見えない肌着を着用させてください。
- 標準服には、**ネーム**をつけてください。(ネームは、学校で購入できます。) ※一枚 60 円
- 学校は、学習する場です。**ふさわしい髪型**で登校させてください。
  - ※ 髪の毛が長い人は、**結んだり留めたり**するようにしてください。
  - ※ **髪ゴムやピン**などは、**華美なものや大き過ぎるもの**は安全面を考慮して付けないようにさせています。(シュシュやリボン等はつけないようにしてください。)
- 必要な場合、教室のいすに座布団(ひも付き)の使用ができます。
- 上ばきは毎週末、体育館シューズは学期末に持ち帰り、きれいに洗ったものを持たせてください。
- 給食着も清潔なものを着用できるように、洗濯等を含めてご協力ください。香りの強い柔軟剤等は御使用をお控えください。

## 5 その他

- 必要のない**お金**や**遊び道具**(おもちゃ、カード、ゲーム機類)などは、**外出時に持って行かないよう**させてください。
- **危ない遊びはせず、友達と仲良く**、学習したり遊んだりできるように声かけをお願いします。
- ※ 人をいじめたり傷付けたりする行為は許されないことを、家族で確認してください。



## 6 放課後・休みの日の過ごし方

- 外に遊びに行くときは、「どこへ」「誰と」「何をしに」「何時頃帰る」と家の人に必ず**知らせてから出かける**ようにさせてください。家族が留守の場合は、メモに書いて出かけるなど居場所が確認できるように話し合っておいてください。
- 外に遊びに行ったときは、**決められた時刻**までに家に帰ることを大切にさせてください。
  - ※ 【5月～8月】→ **6時まで**に帰宅。 【9月～4月】→ **5時まで**に帰宅。
- 子供たちだけで、**校区外**に遊びに行ったり、買い物に出かけたりしないようにさせてください。
- 大人がいない家では、**家の中で遊ばない**ようにさせてください。
- **自転車**に乗るときは、必ず**ヘルメット**をかぶり、**あごひもをつける**ように注意してください。ヘルメットの着用と保険への加入は、県の条例により保護者の義務となっています。



### 【自転車に乗ってよい範囲】

- 1・2・3年生 → 自宅の敷地内や公園などの安全なところ

※ 保護者と一緒が望ましい

- 4・5・6年生 → **校区内の道路** ※ ただし、4年生は交通安全教室終了後。

※ 4年生以上の子供でも、保護者が安全に運転できると確認できた後に、道路で乗せるようにしてください。